

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年10月31日	
【会社名】	株式会社カイカ	
【英訳名】	C A I C A I n c .	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牛 雨	
【本店の所在の場所】	東京都目黒区大橋一丁目5番1号	
【電話番号】	03-5657-3000(代表)	
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 山口 健治	
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区大橋一丁目5番1号	
【電話番号】	03-5657-3012(直通)	
【事務連絡者氏名】	取締役 矢沼 克則	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当	2,330,260,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	34,780,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 上記普通株式(以下、「本株式」といいます。)は、平成29年10月31日開催の取締役会において、発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	34,780,000株	2,330,260,000	1,165,130,000
一般募集			
計(総発行株式)	34,780,000株	2,330,260,000	1,165,130,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、1,165,130,000円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
67	33.5	100株	平成29年11月16日(木)		平成29年11月16日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格の総額は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割当てを受ける権利は消滅致します。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先であるひふみ投信マザーファンドを運用しているレオス・キャピタルワークス株式会社(以下、「レオス・キャピタルワークス」といいます。)との間で募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社カイカ 総務人事部	東京都目黒区大橋一丁目5番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 兜町支店	東京都中央区日本橋兜町4番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,330,260,000	20,000,000	2,310,260,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、登録免許税等、割当予定先に関する調査費用、有価証券届出書書類等の作成費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

1) 平成27年6月1日提出の有価証券届出書記載の新株式及び新株予約権発行による調達資金の充当状況

当社は、平成27年6月1日提出の有価証券届出書に記載したとおり、第三者割当による新株式(現物出資(デット・エクイティ・スワップ)及び金銭出資)及び第5回新株予約権の発行を行い、資金を調達致しました(以下、「平成27年6月の資金調達」といいます。)。その後、平成28年4月5日提出の有価証券報告書の訂正報告書の中の3[訂正箇所] 第一部[企業情報] 第4[提出会社の状況] 1[株式等の状況] (5)[発行済株式総数、資本金等の推移](変更の内容)に記載しましたとおり、新株式発行により調達した資金の内、「運転資金」と「金融機関等への借入金の返済」について、一部資金使途を変更いたしました。平成27年6月の資金調達時点においては、当社が特設注意市場銘柄に指定されたことを受け、信用不安等による開発案件の一部又は全部が中止又は完了と同時に解約される恐れがあったことから、調達資金の内、約1,050百万円を「運転資金」に充てることを想定しておりましたが、お客様のご理解と、新経営体制のもとで外注費やその他経費を徹底して削減したこと等により、当初に想定した所要の運転資金が減少したことから、「運転資金」へ充当する予定であった約1,050百万円のうち、約850百万円を「金融機関等への借入金の返済」として支出いたしました。変更金額は、「運転資金」が約1,050百万円から約200百万円、「金融機関等への借入金の返済」が約110百万円から約960百万円であります。

その後、平成29年6月14日提出の四半期報告書の中の 第一部[企業情報] 第3[提出会社の状況] 1[株式等の状況] (5)[発行済株式数、資本金等の推移](変更の内容)に記載しましたとおり、当社は、前述の平成27年6月の資金調達の内、新株予約権発行により調達した資金の「金融機関への借入金返済」の資金使途の一部変更を行っております。これは、「金融機関への借入金返済」が進んだことによるもので、「金融機関への借入金返済」約4,080百万円を「金融機関への借入金返済」約2,850百万円と、「資本提携およびM&A資金」約1,230百万円に資金使途を一部変更しております。

変更後の資本提携及びM&A資金約1,230百万円のうち、平成29年8月に株式会社ネクス・ソリューションズ(以下、「ネクス・ソリューションズ」といいます。))の子会社化で約288百万円、株式会社ネクス(以下、「ネクス」といいます。))の持分法適用関連会社化で約232百万円、株式会社フィスコ仮想通貨取引所(以下、「フィスコ仮想通貨取引所」といいます。))の第三者割当増資引受で約199百万円、株式会社フィスコ(以下、「フィスコ」といいます。))との資本業務提携で約194百万円、平成29年9月にOceans株式会社(以下、「Oceans」といいます。))との資本業務提携で約20百万円を充当しております。現時点における資本提携及びM&A資金の残額は約297百万円であります。

株式発行により調達された資金の使途

(平成29年10月31日現在)

具体的な使途	金額	支出予定時期	充当状況	資金残
1. 未払金支払	約1,190百万円	平成27年6月	約1,190百万円	0百万円
2. 金融庁への課徴金支払	約200百万円	平成27年6月	約200百万円	0百万円
3. 運転資金	約200百万円	平成27年6月～平成28年6月	約200百万円	0百万円
4. 構造改革費用	約160百万円	平成27年6月～平成27年9月	約160百万円	0百万円
5. 金融機関等への借入金の返済	約960百万円	平成27年6月～平成27年9月	約960百万円	0百万円
合計	約2,710百万円		約2,710百万円	0百万円

新株予約権発行により調達された資金の使途

(平成29年10月31日現在)

具体的な使途	金額	支出予定時期	充当状況	資金残
1. 金融機関への借入金返済	約2,850百万円	平成27年10月～平成29年12月	約2,770百万円	約80百万円
2. 資本提携およびM&A資金	約1,230百万円	平成29年6月～平成30年6月	約933百万円	約297百万円
合計	約4,080百万円		約3,703百万円	約377百万円

2) 本株式の新規発行による手取金の具体的な使途

本件の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	充当予定時期
M&A及び資本・業務提携	2,310	平成30年10月期～平成31年10月期

調達資金の支払い実行までの管理は、当社銀行口座にて行います。

上記差引手取額2,310百万円に、上記1)平成27年6月1日提出の有価証券届出書記載の新株式及び新株予約権発行による調達資金の充当状況「新株予約権発行により調達された資金の使途」に記載の資本提携及びM&A資金の資金残約297百万円を加えた約2,607百万円を、M&A及び資本・業務提携に必要な資金として充当します。

なお、今後具体化したM&A及び資本・業務提携に必要な資金が上記合計額を上回る場合には、手元資金や金融機関等からの借入れにより別途資金を調達して充当する予定です。M&A及び資本・業務提携に必要な資金が上記合計額を下回る場合及びM&A及び資本・業務提携が実施されない場合には、代替資金使途として、運転資金に充当する予定であります。

(具体的な使途について)

当社は、平成28年10月25日付「中期経営計画「新たな成長に向けたステージへ」に関するお知らせ」にて適時開示しましたとおり、各年度の連結売上高は平成29年10月期6,000百万円、平成30年10月期8,500百万円、平成31年10月期12,000百万円、平成32年10月期20,000百万円、平成33年10月期30,000百万円を数値目標に掲げております。

当社は、システム開発案件を受注していますが、受注業務の拡大はもとより、フィンテックをキーワードとした新規金融市場関連、ブロックチェーン技術を中心とした新たな社会インフラ関連ソリューションへの進出による事業規模の拡大を早期に達成することを目的としてM&A及び資本・業務提携を行う方針であります。この方針に基づき、全国展開でのシステム開発の提供や仮想通貨、ブロックチェーン、IoTなどの最先端の技術を使ったサービス提供を目的として、平成29年2月にシステム開発を手掛ける株式会社東京テック(以下、「東京テック」といいます。)を子会社化、平成29年8月に西日本地域の名古屋、大阪、福岡に拠点をもつシステム開発のネクス・ソリューションズを子会社化するとともに、通信機器の開発及びそれらにかかわるシステムソリューションを提供するネクスを持分法適用関連会社化、平成29年8月にフィスコ仮想通貨取引所の第三者割当増資の引受、平成29年8月にフィスコとの資本業務提携、平成29年9月にOceansとの資本業務提携を行いました。このような同業者や当社グループのフィンテック関連ビジネスへのシナジー効果が期待される会社のM&A及び資本・業務提携を行うことにより、当社はシステム開発の技術者と顧客を獲得致しました。当社、子会社化した東京テック及びネクス・ソリューションズは、仮想通貨やトークンを用いたIoT決済プラットフォーム構築のインテグレーションサービスやIoTとブロックチェーンを活用する等、システム開発における連携を図ることができたことで、東京を中心に事業を展開す

る当社と東京テックが西日本地域に拠点をもつネクス・ソリューションズとともに、システム開発受託を全国展開するための土台を築くことができたと考えております。さらに当社が積み上げてきたフィンテック関連ビジネスの知見を共有することで、同子会社2社では担えなかったフィンテック関連の開発案件の受注が可能となりました。

当社はこれらの施策を元に、オーガニックグロースでの成長を期待し、IT専門調査会社であるIDC Japan株式会社による調査の業界成長率約4%にフィンテック事業の拡大等を加味した、年率10%以上の売上拡大を見込んだ成長計画を進めますが、このオーガニックグロースでの事業拡大で見込める売上高の増加は、中期経営計画の2年目にあたる平成30年10月期が、8,200百万円(中期経営計画8,500百万円)、平成31年10月期が9,100百万円(中期経営計画12,000百万円)と予想しており、中期経営計画の数値目標に達しない状況であります。

当該数値目標を達成するには、平成31年10月期までに当社グループとのシナジー効果を発揮し、一層の売上利益貢献が可能となる、企業とのM&A及び資本・業務提携を行うM&Aグロースでの拡大が必須と考えております。

オーガニックグロースとは、自律的成長という意味で、会社が持っているサービスや商品によって、売上を伸ばして会社を成長させていく考えです。

M&Aグロースとは、いま持っていないサービスや商品を購入して、あるいは育成に時間がかかり過ぎる場合、M&Aを通じてそれらを購入し、会社を成長させる考えです。

このM&Aグロースにて想定しているターゲット企業としては、金融機関や各メーカー企業等からのシステム開発受注を業務とするシステム開発会社、ソフトウェア製品の開発・販売を営む企業、当社が注力するブロックチェーン技術等を活用した仮想通貨決済をはじめとした金融系サービス及び製品を有する企業、当社グループの取り扱う当社が開発したブロックチェーン技術を活用した勤怠管理システム「ブロックログ」などの商材の販路拡大が見込める企業、当社が注力するブロックチェーン技術を組み込んだシステムを活用できる企業を想定しております。

ターゲットとする企業の規模感としては、当社グループとのシナジー効果が得られる会社であれば、規模の大小に関わらず、複数社とのM&A及び資本・業務提携を検討いたしますが、M&Aの目安としては、売上高500百万円程度から4,000百万円程度の複数の会社の株式の過半数以上を取得する想定であり、合計で売上規模10,000百万円程度となる会社をターゲットと致します。

中期経営計画を達成するためには、既存3社(当社、東京テック、ネクス・ソリューションズ)の連結売上高に加え、平成30年10月期、平成31年10月期の2年間ににおいて売上合計10,000百万円の企業を連結対象とすることが、平成32年10月期の数値目標である連結売上高20,000百万円を達成するために必要不可欠な条件となります。さらに状況に応じ、平成32年10月期、平成33年10月期にもM&A及び資本・業務提携を計画し平成33年10月期終了時の中期経営計画の達成を目指します。

これらを念頭に、当社は過去のM&A及び資本・業務提携の実績や類似会社比較法により検討した結果、平成31年10月期までの間でM&A及び資本・業務提携に係る必要資金は約3,000百万円となることを想定しております。

(本資金調達方法を選択した理由)

今回の資金調達は、新株式発行によって、一時的に既存株主の希薄化を招くデメリットがありますが、当社が必要とするM&A及び資本・業務提携資金を確実に調達できるメリットがあり、また、財務体質の安定に加えて、資本の充実を図ること、資金調達の確実性が高いものであることから、本資金調達方法が現時点において最適であると判断致しました。

(他の資金調達方法との比較)

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、以下に記載されている手法を勘案した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断致しました。

公募増資及び株主割当による新株式発行は、本第三者割当増資と同様に資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が希望する十分な資金調達ができるかが不透明です。また、ライセンス・イシューを含む新株予約権の発行に関しましては、発行時点におけるまとまった資金調達ができず、また、当社の株価水準によっては行使が行われないため、資金調達が困難となる可能性があることから、当社が必要とする資金を確実に調達する手法としては、今回の資金調達方法としては適切ではないと判断致しました。

銀行借入や、普通社債による調達については、金利や手数料等の費用負担が増加するとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれることから、財務基盤を盤石に保つ観点からは、今回の資金調達の手法としては適切でないと考えております。

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関しましては、資金調達が可能となる一方で負債が大きくなり、財務健全性の低下につながると考えられます。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

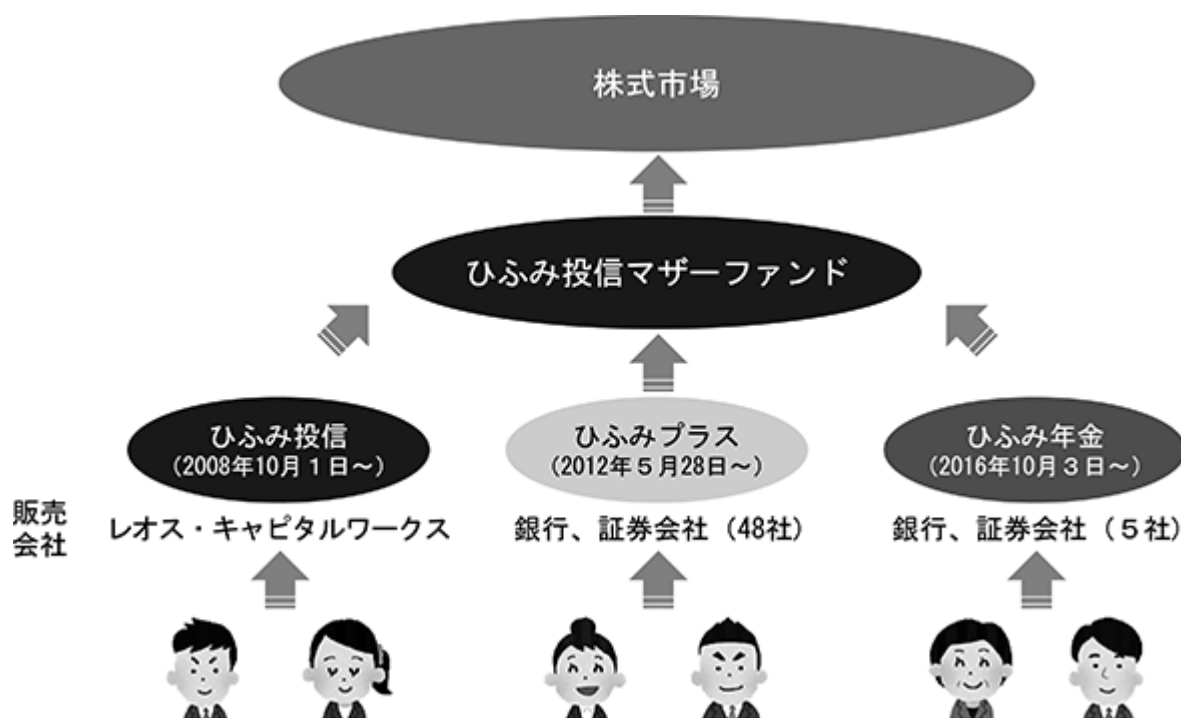
1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	ひふみ投信マザーファンド	
	所在地	該当事項はありません。	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	組成目的	投資信託及び投資法人に関する法律等に基づく委託者指図型投資信託であり、受益者のための利殖を目的としております。	
	出資の総額	純資産額：203,524,834,349円(平成29年4月28日現在)	
	主たる出資者及びその出資比率	受益者：ひふみ投信 26.1%、ひふみプラス72.8%、ひふみ年金 1.1%(いずれも小数第2位四捨五入)(平成29年5月31日現在)	
	業務執行組合員等に関する事項	名称	レオス・キャピタルワークス株式会社
		本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
		代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 藤野 英人
資本金の額		100百万円	
事業内容		投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業	
主たる出資者及び出資比率		(株)ISホールディングス 53.55%、(株)3A 12.10%、遠藤 昭二 11.88%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	ひふみ投信マザーファンドは、平成29年10月31日現在において当社株式18,694,200株を保有しております。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	
b'. 提出者と業務執行組合員等との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 1. 「割当予定先の概要」欄及び「提出者と割当予定先との関係」並びに「提出者と業務執行組合員等との関係」欄は、別途時点を明記していない限り、本届出書提出日現在におけるものであります。

2. 割当予定先の概要図は、以下のとおりです。

[割当予定先の概要図]



ひふみ投信は直接販売、ひふみプラス、ひふみ年金は販売会社を経由しての販売。ひふみ年金は確定拠出年金制度を通じてのお申込みに限ります。

販売会社数は2017年10月31日時点

割当予定先であるひふみ投信マザーファンドは、追加型公募株式投資信託である「ひふみ投信」、「ひふみプラス」、「ひふみ年金」の主要投資対象である親投資信託であり、国内外の株式を主要投資対象としている投資信託です。

また、ひふみ投信マザーファンドは、以下のとおり、委託会社をレオス・キャピタルワークス、受託会社を三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)として運用されております。

< ひふみ投信マザーファンド信託契約の概要 >

名称 : ひふみ投信マザーファンド
 委託者 : レオス・キャピタルワークス株式会社
 受託者 : 三井住友信託銀行株式会社

なお、三井住友信託銀行株式会社は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結しており、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が再委託受託者となります。

受益者 : ひふみ投信、ひふみプラス、ひふみ年金

信託の種類 : 証券投資信託

信託の目的 : 受益者のための利殖

c. 割当予定先の選定理由

当社は今回の資金調達にあたり、本件使途であるM&A及び資本・業務提携に要する資金の調達方法について、「第1「募集要項」4「新規発行による手取金の使途」の「(本資金調達方法を選択した理由)」及び「(他の資金調達方法との比較)」の記載のとおり、検討した結果、財務体質の安定に加えて、資本の充実を図ること、資金調達の確実性が高いものであることから、新株式の発行による第三者割当を行うことと致しました。

割当予定先の選定にあたって、当社は、当社の経営方針や今後の事業戦略、当社の企業価値向上に向けた取り組みに理解が頂けることを重要な割当予定先の条件として検討を進めておりました。

従前より当社が機関投資家への当社事業の業績、フィンテックやブロックチェーンへの取り組みの説明を行ってきた中で、当社の経営方針や事業戦略を最も高く評価して頂き、金融商品取引法第27条の23第3項第2号に基づき当社株式を保有しているひふみ投信マザーファンドを運用しているレオス・キャピタルワークスに相談を持ちかけ、本第三者割当増資についての協議・交渉を行ってまいりました。その結果、ひふみ投信マザーファンドを運用しているレオス・キャピタルワークスから、当社の経営方針や事業戦略、当社の企業価値向上に向けた取り組みに対して理解し、同社が委託者として運用しているひふみ投信マザーファンドにて当社株式の引受を行う意向を表明して頂きました。このことにより他の割当先候補者を検討することなく割当予定先として選定致しました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 34,780,000株

e．株券等の保有方針

当社と割当予定先であるひふみ投信マザーファンドを運用しているレオス・キャピタルワークスとの協議において、割当予定先であるひふみ投信マザーファンドが本第三者割当で取得する本株式について、純投資目的であること、また、売却に際しては東京証券取引所の定める譲渡の報告等に関するルールその他の法令諸規則を遵守することを口頭にて確認しております。また、当社は割当予定先であるひふみ投信マザーファンドを運用しているレオス・キャピタルワークスから、割当日より2年間において、当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

ひふみ投信マザーファンドを運用しているレオス・キャピタルワークスからは、本株式に係る払込みに要する資金をひふみ投信マザーファンドにおいて確保している旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、ひふみ投信の直近の東陽監査法人による監査済みの第9期半期報告書(平成29年3月31日現在)に記載されたひふみ投信マザーファンドの経理状況及び平成29年9月度のひふみ投信月次報告書に記載された純資産総額に占める現金等の割合を確認したところ、十分な純資産を有していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断致しました。

g．割当予定先の実態

割当予定先であるひふみ投信マザーファンド及びひふみ投信マザーファンドを運用しているレオス・キャピタルワークスの役員並びに主要株主が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを確認するために、第三者機関であるリアル・レピュテーション・リサーチ株式会社(住所：東京都港区麻布十番一丁目2番3号 代表取締役：水田 旭)に調査を依頼し、同法人から調査報告書を受領しました。当該調査報告書における調査方法や調査結果を確認し、当社では、割当予定先であるひふみ投信マザーファンド及びひふみ投信マザーファンドを運用しているレオス・キャピタルワークスの役員並びに主要株主が特定団体等に該当しないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

発行価格に関しましては、ひふみ投信マザーファンドを運用しているレオス・キャピタルワークスとの協議により、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成29年10月30日)までの株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の1ヶ月間(平成29年10月2日から平成29年10月30日まで)における終値の単純平均値である67円(円未満切捨て)とすることと致しました。

本第三者割当増資の発行価額の算定方式につきまして、取締役会決議日の直前営業日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値を採用した理由としましては、当社株式における株価の短期的な変動が大きいため、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することにより、恣意性や特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断致しました。

具体的には、平成29年10月2日から平成29年10月30日の当該期間における終値の最安値である平成29年10月19日の終値64円に対して、当該期間における終値の最高値である平成29年10月3日の終値74円であり、15.63%の乖離が生じております。この様に当社株式における株価の短期的な変動が大きいため、本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日における一時的な株価は、必ずしも当社の企業価値を正しく反映しているとは言い切れないと判断致しました。

また、算定期間を直前1ヶ月としたのは、当社は平成29年9月7日に「平成29年10月期 第3四半期決算短信[日本基準](連結)」において平成29年10月期第3四半期の連結業績を公表したため、同日以降に株式市場で形成された株価がより当社の直近の経営成績及び財政状況を反映していると考え、割当予定先でありますひふみ投信マザーファンドを運用しているレオス・キャピタルワークスと協議の上、決定致しました。

なお、本株式の払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の終値70円に対して4.29%のディスカウント、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均65.67円に対して2.03%のプレミアム、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均64.26円に対して4.26%のプレミアムであります。

上記払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に照らしても、特に有利な払込金額には当たらないと判断致しました。

なお、当社監査役4名(うち社外監査役3名)から、当社取締役会において、本株式の払込金額は上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日の終値70円に対して4.29%のディスカウント、3ヶ月終値平均からは2.03%のプレミアム、6ヶ月終値平均からは4.26%のプレミアムに留まることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する当社普通株式の数は34,780,000株(議決権数347,800個)であり、取締役会決議日(平成29年10月31日)における発行済株式数321,923,000株(議決権数3,217,300個)に対する希薄化率は10.80%(議決権ベースの希薄化率は10.81%)に相当致します。本第三者割当増資により、株式の希薄化が生じることにはなりますが、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の資金使途に充当することで、当事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断致しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合
株式会社ネクスグループ	岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1	58,913,100	18.31	58,913,100	16.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	18,694,200	5.81	53,474,200	15.00
株式会社SRA	東京都豊島区南池袋2丁目32番8号	7,092,000	2.20	7,092,000	1.98
株式会社SRAホールディングス	東京都豊島区南池袋2丁目32番8号	5,016,800	1.56	5,016,800	1.40
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG (東京都港区港南2丁目15-700700(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部))	4,248,800	1.32	4,248,800	1.19
KGI ASIA LIMITED - CLIENT ACCOUNT(常任代理人香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,355,100	0.42	1,355,100	0.38
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,323,700	0.41	1,323,700	0.37
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	1,283,900	0.40	1,283,900	0.36
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYGCM CLIENT ACCOUNT S M LSCB RD(常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	1 CHURCH PLACE, LONDON, E14 5HP UK (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,024,600	0.32	1,024,600	0.29
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	774,600	0.24	774,600	0.22
計		99,726,800	31.00	134,506,800	37.73

(注) 1. 「所有株式数」につきましては、平成29年4月30日現在の株主名簿及び本届出書提出日までに提出された大量保有報告書並びに(注5)に記載された数値を基準として記載しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決数の割合」は、平成29年10月31日現在の総議決権個数3,217,300個で除した数値です。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年10月31日現在の総議決権数3,217,300個に、本株式の発行に係る議決権の最大となる数347,800個を加えた数で除した数値です。

4. 割当予定先であるひふみ投信マザーファンドが取得する当社株式の名義は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)名義となります。ひふみ投信マザーファンド(名義は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。また、本株式に関するひふみ投信マザーファンドの保有方針は純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。

5. レオス・キャピタルワークスから、平成29年8月4日付で金融商品取引法第27条の26第2項第4号及び同法第27条の23第3項第2号に基づき大量保有報告書(変更報告書)が以下のとおり提出されております。
- 大量保有者 レオス・キャピタルワークス株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
保有株式数(平成29年7月31日現在) 17,694,200株
発行済株式総数(平成29年7月31日現在) 321,923,000株
発行済株式総数に対する保有株式の割合 5.50%
- また、レオス・キャピタルワークスから、上記平成29年8月4日付大量保有報告書(変更報告書)以降、大量保有報告書(変更報告書)の提出要件を満たさない範囲で金融商品取引法第27条の23第3項第2号に基づき当社株式を1,000,000株追加保有している旨、口頭で報告を受けております。

6. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第28期、提出日平成29年1月27日)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 (5)発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月31日)までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年1月27日～ 平成29年10月31日	77,578,000	321,923,000	1,383,448	7,775,162	1,383,448	10,274,962

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第28期)及び四半期報告書(第29期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成29年10月31日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

3. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第28期)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成29年10月31日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年1月30日提出)

1 提出理由

当社は、平成29年1月27日の第28期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年1月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款第1条(商号)を株式会社カイカ(英文表記: CAICA Inc.)に変更するものであります。なお、この定款第1条の変更の効力発生日は、平成29年2月1日と致します。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、八木隆二、牛 雨、山口健治、矢沼克則、齊藤洋介、川崎光雄、幾石 純、島村和也の8氏を選任する。

第3号議案 会計監査人選任の件

東光監査法人を当社の会計監査人として選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 定款一部変更の件	1,643,220	1,994	0	(注)1	可決	99.88
第2号議案 取締役8名選任の件						
八木 隆二	1,642,224	2,990	0	(注)2	可決	99.82
牛 雨	1,642,247	2,967	0		可決	99.82
山口 健治	1,642,228	2,986	0		可決	99.82
矢沼 克則	1,642,253	2,961	0		可決	99.82
齊藤 洋介	1,642,228	2,986	0		可決	99.82
川崎 光雄	1,642,227	2,987	0		可決	99.82
幾石 純	1,642,218	2,996	0		可決	99.82
島村 和也	1,642,229	2,985	0		可決	99.82
第3号議案 会計監査人選任の件	1,642,228	2,961	0	(注)2	可決	99.82

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成29年2月1日提出)

1 提出理由

当社は、平成29年1月31日開催の取締役会において、子会社取得を行うことを決議致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社東京テック
本社の所在地	東京都台東区上野1-20-1上野東相ビル4階
代表者の氏名	代表取締役 朱 正銀
資本金の額	9百万円 (平成28年3月31日現在)
純資産の額	4百万円 (平成28年3月31日現在)
総資産の額	36百万円 (平成28年3月31日現在)
事業の内容	ソフトウェア受託開発サービス等

最近2年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	7百万円	271百万円
営業利益	0百万円	3百万円
経常利益	0百万円	3百万円
当期純利益	0百万円	3百万円

(注) 当該取得対象子会社は平成26年11月5日設立のため、2期分の経営成績となります。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、東京テックの全株式を保有する株主との間で、東京テックの全株式の取得につきまして、交渉を行ってまいりましたが、平成29年1月31日付で株式譲渡契約を締結致しました。当社が事業を展開する情報サービス産業におきましては、優秀な技術者を常に確保し、複雑・高度化する技術への対応が必要不可欠であります。当社におきましても、人材採用ならびに育成は重要な経営課題として認識しております。

この度の株式取得により技術者を確保することで当社グループは事業の拡大と、より幅広い顧客へのサービス展開を目指してまいります。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社東京テックの普通株式	125百万円
アドバイザー費用等(概算額)	3百万円
合計(概算額)	128百万円

(平成29年4月17日提出)

1 提出理由

当社の親会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

親会社でなくなるもの

名称	株式会社ネクスグループ
住所	岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1
代表者の氏名	代表取締役社長 秋山 司
資本金	1,819百万円(平成28年11月30日現在)
事業の内容	グループ企業の経営戦略策定および経営管理等

親会社でなくなるもの

名称	株式会社フィスコ
住所	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
代表者の氏名	代表取締役社長 狩野 仁志
資本金	1,242百万円(平成28年12月31日現在)
事業の内容	金融機関、投資家、上場企業を支援する各種情報サービスの提供

(2) 当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

株式会社ネクスグループ

	所有議決権の数(総株主等の議決権に対する割合)		
	直接所有分	合算対象分	合計
異動前	1,104,289個 (43.13%)	0個	1,104,289個 (43.13%)
異動後	1,104,289個 (43.13%)	0個	1,104,289個 (43.13%)

(注1) 平成29年1月25日付でネクスグループが開示しておりますとおり、ネクスグループは当社株式を13,000,000株譲渡しており、その時点で50%を下回りましたが、当社に対するネクスグループの連結子会社の扱いに変更がなかった為、ネクスグループは当社の親会社でありました。

(注2) 「総株主等の議決権に対する割合」は、平成29年3月31日現在の発行済株式総数256,210,000株から議決権を有しない株式数192,954株および単元未満株式1,946株を控除した総株主の議決権の数、2,560,151個を基準に算出しております(小数点以下第三位を四捨五入)。

以下、「総株主等の議決権に対する割合」について同様に算出しております。

株式会社フィスコ

	所有議決権の数(総株主等の議決権に対する割合)		
	直接所有分	合算対象分	合計
異動前	0個	1,104,289個 (43.13%)	1,104,289個 (43.13%)
異動後	0個	1,104,289個 (43.13%)	1,104,289個 (43.13%)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社の親会社である株式会社ネクスグループが、当社を連結子会社から持分法適用関連会社に変更することを、平成29年4月14日開催の取締役会において決議したことにより、株式会社ネクスグループ及びネクスグループの親会社である株式会社フィスコは当社の親会社に該当しなくなったものであります。

異動の年月日

平成29年4月14日

(平成29年8月15日提出)

1 提出理由

当社は、平成29年8月10日開催の取締役会において、特定子会社の異動を伴う子会社取得を行うことを決議致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 子会社取得の決定について(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

(1) 取得対象子会社に関する事項

商号	株式会社ネクス・ソリューションズ		
本社の所在地	東京都港区南青山五丁目4番30号		
代表者の氏名	代表取締役 石原 直樹		
資本金の額	300百万円 (平成28年11月30日現在)		
純資産の額	645百万円 (平成28年11月30日現在)		
総資産の額	1,333百万円 (平成28年11月30日現在)		
事業の内容	コンピュータのソフトウェアおよびシステムの設計、開発、販売および保守、管理ならびにコンサルティング業務		
最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益			
決算期	平成27年7月期	平成27年11月期	平成28年11月期
売上高	1,412百万円	767百万円	2,504百万円
営業利益	26百万円	35百万円	48百万円
経常利益	31百万円	37百万円	49百万円
当期純利益	49百万円	57百万円	30百万円
提出会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	取締役が1名兼務しております。	
	取引関係	当社は、当該会社よりシステム開発を受注しております。	

1 平成27年7月期は平成26年12月1日～平成27年7月31日の8ヵ月の変則決算であります。

2 平成27年11月期は平成27年8月1日～平成27年11月30日の4ヵ月の変則決算であります。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、40年以上にわたり金融業をはじめ、製造・公共・流通等のシステム開発の実績を有しており、現在、フィンテック関連ビジネスを戦略的注力領域に掲げ、ブロックチェーン実証実験のサポート、ビットコイン決済に係る開発、AI株価予想システムの開発等、様々な取り組みを行っております。中期経営計画「新たな成長に向けた攻めのステージへ」において、平成33年10月期の売上高を300億円(内、フィンテック関連ビジネスの売上を120億円)、営業利益を42億円とする数値目標を掲げており、中期経営計画の達成を目指すとともに、フィンテック関連ビジネスの急速な拡大のチャンスを活かすため、積極的にM&Aを行う方針であります。

この方針のもと、このたび当社は、システム開発事業を行うネクス・ソリューションズの株式の一部を取得することと致しました。

ネクス・ソリューションズはネクスグループの完全子会社であり、製造・金融・流通・社会公共などの業種におけるコンサルテーションから設計・構築・運用・保守のシステム開発事業を主に西日本(名古屋・大阪・福岡)において行っており、地域の有力顧客からシステム開発を請け負っております。なお、平成25年12月11日付「当社と株式会社ネクスの子会社である株式会社ネクス・ソリューションズとの会社分割(簡易吸収分割)契約締結に関するお知らせ」にて当社が開示しましたとおり、ネクス・ソリューションズは、当社の西日本事業本部(名古屋・大阪・福岡)を吸収分割し、ネクス・ソリューションズに承継致しました。平成25年12月当時、当社は財務体質の改善が喫緊の課題であり、西日本事業本部をネクス・ソリューションズに吸収分割の形で承継することで、財務体質強化を図り、当社の経営資源を関東を中心とした事業へ集中し、企業価値を向上させることを目指して行いました。分割後もネクス・ソリューションズは、当社の持分法適用関連会社でありましたが、その後の株式交換を経て、ネクスグループの完全子会社となっております。さらに、当社は平成27年6月にネクスグループの子会社となり、現在では同社の持分法適用関連会社となっております。

吸収分割後において、当社は、第三者割当増資の実施および経営陣の入替等を行うと共に、新経営陣のもとで不稼働資産の売却および有利子負債圧縮や徹底した経費削減等、様々な財務改善策や業務の効率化を推し進め、当第2四半期(平成29年4月)においては、有利子負債の圧縮に加え、第5回新株予約権行使、利益の積上げ等により、自己資本比率が前連結会計年度末の21.7%から40.3%へと大きく改善しております。また、本年6月においては、第5回新株予約権の全てが行使されたことにより、当社はM&A資金の準備が出来ている状態にあります。これらの状況のもと、当社と致しましては、再び全国規模でのシステム開発事業を展開すべく、ネクスグループに対しネクス・ソリューションズを当社の子会社とする件について申し入れを行い、今回の株式譲渡の内容で合意に至りました。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社ネクス・ソリューションズの普通株式	285百万円
アドバイザー費用(概算額)	3百万円
合計(概算額)	288百万円

2. 特定子会社の異動について(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容、並びに当該異動の前後における当社所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

名称	株式会社ネクス・ソリューションズ	
住所	東京都港区南青山五丁目4番30号	
代表者の氏名	代表取締役 石原 直樹	
資本金の額	300百万円 (平成28年11月30日現在)	
事業の内容	コンピュータのソフトウェアおよびシステムの設計、開発、販売および保守、管理ならびにコンサルティング業務	
当社の所有に係る特定子会社の議決権の数	異動前	個
	異動後	6,131個
総株主等の議決権に対する割合	異動前	%
	異動後	51%

(2) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は平成29年8月10日開催の取締役会において、株式会社ネクス・ソリューションズの株式を取得し、子会社化することを決議致しました。これに伴い、当該子会社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日

平成29年8月10日

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日	平成29年1月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期第3四半期)	自 平成29年5月1日 至 平成29年7月31日	平成29年9月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年1月27日

株式会社S J I
取締役会 御中

東光監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木昌也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	早川和志

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S J Iの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S J I及び連結子会社の平成28年10月31現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社が平成27年6月30日に発行した第5回新株予約権につき、その一部が行使されている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成27年10月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成28年1月26日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社S J Iの平成28年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社S J Iが平成28年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 1月27日

株式会社 S J I
取締役会 御中

東光監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 昌也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	早川 和志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 S J I の平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S J I の平成28年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社が平成27年6月30日に発行した第5回新株予約権につき、その一部が行使されている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成27年10月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成28年1月26日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年9月14日

株式会社カイカ
取締役会 御中

東光監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 昌 也
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 早 川 和 志
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カイカの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年11月1日から平成29年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カイカ及び連結子会社の平成29年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成29年8月10日開催の取締役会で株式会社ネクス・ソリューションズの議決権の51%を取得することを決議し、同日同社の株式の取得を完了した。

2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成29年8月10日開催の取締役会で株式会社ネクスの議決権の49%を取得することを決議し、同日同社の株式の取得を完了した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。